

令和8年度 第1回橿原市いじめ防止対策委員会

— 議事録 —

学校教育課

【日 時】 令和8年5月12日（火） 14時00分～

【場 所】 橿原市中央公民館 3階 講堂

【出席委員】	奈良弁護士会所属弁護士	宮坂 光行
	大阪大谷大学 特任教授	井上 寿美
	奈良弁護士会所属弁護士	前澤 毅彦
	人権擁護委員	森 英彰
	奈良少年鑑別所 首席専門官	宮本 悠起子

【事務局】	橿原市教育委員会	教育長	吉田 徳弘
	橿原市教育委員会事務局	局長	河野 悦昌
		副局長	村井田 悟
		副局長	広瀬 秀夫
		課長	宮田 弘
		課長	鶴田 剛史
		課長補佐	池田 篤史
		教育参与	吉田 孝直
		指導主事	辻 容平
		指導主事	中西 朋紀
		指導主事	平谷 俊介

【傍聴者】 なし

【議 事】

1. 委員紹介

2. 教育長挨拶

吉田徳弘教育長

3. 報告事項

（1）「橿原市いじめ防止対策基本方針（案）」の最終検討について

宮坂委員長： 前回、委員の皆様からご意見をいただき修正した資料3「橿原市いじめ防止基本方針（案）」について、本日は最終検討を行います。本日の進め方としましては、前回からの修正・変更箇所を中心に事務局より説明を受けた後、委員の皆様からご意見を頂戴し、検討を深めてまいりたいと存じます。

なお、最終検討終了後には、事務局からの諮問に対する答申を行う予定としております。限られた時間ではございますが、活発なご意見を賜りますようお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

【事務局説明】

事務局： お手元の資料3及び資料4に基づいての議事となります。資料4の新旧比較表については、旧の基本方針からの変更箇所について記載しています。本日は、資料3をご覧いただき、前回、皆様からいただいたご意見を反映させた赤字の箇所を中心に説明いたします。

2ページの「はじめに」です。冒頭部分について、前は「いじめは重大な人権問題である」という言い切りが、特性によるトラブルまで一律に人権問題と捉えられてしまうのではないかとのご意見を受け、「いじめは広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。」という表現に改めております。法に準拠しつつより慎重な表現とし、現行の令和5年1月改定の基本方針の表現に戻した形です。

続いて、前の案では「令和6年には過去最多の529人」という具体的な数字を記載しておりましたが、「すべてがいじめによるものと誤解を招く可能性がある」というご意見をいただきましたので、特定の数字は削除いたしました。

3ページは表現の整理です。「重大事態の発生を防ぐための未然防止」という表現が重複しているというご指摘を受け、「重大事態発生の未然防止」と修正しております。

5ページ、(3)いじめ防止等に関する基本的考え方の①いじめの防止についてです。家庭に関する記述については、前回の指摘を受けて判断し、家庭内のコミュニケーションについての内容を教育委員会の基本方針に入れることはやめ、当該の一文を削除しました。それに伴い、接続表現についても修正しております。

7ページです。「また、特別な支援を必要とする児童生徒は…」という文についても、特別な支援が必要な児童生徒だけを書き出すことで、かえって偏見につながるのではないかとのご意見を踏まえ、削除しております。様々な背景を持つ児童生徒がいる現状において、特定の層のみを取り上げることへの慎重な姿勢によるものです。

8ページから10ページ、(4)檜原市が実施するいじめ防止等に関する取組について、大きく整理いたしました。まず、四角囲みの中の番号を①から⑩のアラビア数字からア～ケのカタカナ表記に統一しました。次に、四角囲み内の事業のうち「SNSを活用した相談事業」は、他の項目が人の配置や相談・支援に関することであるのに対し、事業そのものであるため、四角囲みの外に⑥として独立した項立てにしました。また、四角囲みの中に「臨床心理士」を追記しました。臨床心理に関する専門的知識及び技能を有する臨床心理士を配置し、SNS相談において生徒の悩みに寄り添いながら、心理的不安の軽減を図るとともに、問題の早期解決に繋げるという内容です。なお、「教育参与兼いじめ巡回支援相談員」の電話相談体制が変わりましたので、その部分は削除しております。また、本文と四角囲みをつなぐ言葉については、「いじめ防止等に係る具体的な相談・支援体制は以下のとおりである。」と修正しました。

11ページ以降の学校の組織・取組に関する四角囲み内の番号も、同様にカタカナ表記に統一しております。

14ページ四角囲み内について、「いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。」という表現を、「いじめを受けた児童生徒の自尊感情の著しい低下や深刻な心の傷つきにより回復に長い時間を要することが考えられる。」と修正しております。より幅を持たせた表現にしています。

15ページ、「重大事態の意味について」という見出しを「重大事態の考え方について」に変更しました。冒頭に、重大事態への対応は「事実確定後」ではなく「可能性を認知した段階」で着手することを明記し、「重大事態が生じた可能性を認知した段階で調査の実施に向けた取組を開始することが求められている。このことを前提として、以下に各規定の考え方を示す。」という3行を追記しました。

16ページについては、それに伴い「また、重大事態は…」というところから「疑いが生じた段階で調査を開始しなければならない」という箇所を削除し、「重大事態が生じた際に迅速に対応できるよう」という言葉を追記しました。また、保護者や児童生徒等から申立てがあった場合の記述について、「学校は直ちに市教育委員会に報告するとともに、重大事態が生じた可能性があるものとして」という表現に改めました。申立てを受けたが学校が確認できていない場合については、「調査」を「聞き取り」に変え、「その調査を通じて」という表現を削除し、「事実関係の確認を丁寧に行い」という形に修正しております。

20ページ、⑦その他留意事項では、子どもの権利条約の「4つの権利」を「4つの原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重）」に改めました。

21ページ、⑧調査結果の提供及び報告では、いじめを受けた児童生徒だけでなく、国のガイドラインに準じて、関係児童生徒に対しても発達段階に応じて適切に調査結果を説明することを明記しました。

また、フローチャートについても修正を加えました。「いじめ重大事態調査の流れ」において、いじめ事案の認知の下の部分について、重大事態に該当するか確認できていない場合に「学校いじめ問題対策委員会等による事実確認を実施する」という形に修正し、「重大事態の疑い」という表現を「重大事態が生じた可能性を認知（調査に向けた取組を開始）」という表現に合わせています。なお、21ページの再調査の箇所（①再調査のところ）の表記も修正いたします。また、目次の表記統一として、「学校が実施するいじめ防止等の施策」に合わせ、本文中の表現も統一してまいります。本日は、これらの修正箇所を中心に最終的なご検討をいただき、終了後には答申書の手交をお願いしたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

【意見交換・事務局質疑応答】

宮坂委員長： たくさんご説明いただきありがとうございました。では、今の説明も踏まえまして、委員の皆様からご質問・ご意見を合わせて伺いたいと思います。何かございますか。

井上副委員長： 前回の会議での議論を受けて、とても丁寧に修正していただいていると感じます。一点だけ申し上げますと、今追記いただいた臨床心理士についてですが、他の項目には学校や教育委員会に配置するといった場所の記載がありますが、臨床心理士だけはどこに配置するのかが明確に書かれていないと感

じました。配置場所を記載する必要はないのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。臨床心理士は、基本的には学校教育課で担い、必要があれば現場に出向くという形になります。ご意見を踏まえ、表現を検討させていただきます。

宮坂委員長： 他にいかがでしょうか。

では、私の方から、確認を兼ねてお聞きします。16ページの重大事態に関するところで、申立てを受けた学校がいじめの事実を確認できていない場合は、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会による聞き取りを実施するという形に整理いただいているのですが、この内容とフローチャートの対応について確認させてください。フローチャートの網掛けの部分でこの内容に対応するよう修正いただいていると思いますが、もう少し正確に対応させて、まとめられた方がいいのかなと思います。例えば、本文には「必要に応じて」という重要なキーワードが入っておりますので、フローチャートもその表現を正確に対応させた方がよいと思います。重大事態に該当するか確認できていない場合についても、本文通り、いじめの事実等を確認できていない場合については、「必要に応じて、まず学校いじめ問題対策委員会等による聞き取りを実施する」というような形で本文の表現を正確に入れていただいた方が、誤解がないように思いましたが、いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。そのように考えさせていただきます。

宮坂委員長： 他に何かございますか。よろしいですかね。前回、内容も十分踏まえていただいて修正いただき、事前にも私どもの方でご質問させていただいてこちらも丁寧にご対応いただいていたので、本日はこれ以上の意見が出ないということかと思います。それでは一旦、基本方針案に対する委員会の意見については、現時点ではここまでとさせていただいてよろしいでしょうか。

宮坂委員長： では、委員の皆様ありがとうございます。一旦基本方針案に関してはこれで事務局にお返しする形になります。

事務局： ありがとうございます。本日いただいた修正については改めてご報告いたします。

【答申書の手交】

【閉会】

事務局： 委員の皆様、本日は、長時間にわたり、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

今後ともいじめ防止につきまして、ご理解ご協力をいただきたいと思います。本日はありがとうございました。